

京 都 大 学 に お け る ハ ラ ス メ ン ト の 防 止 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (担当理事の責務) 第 3 条 <u>研究公正担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。 (部局の長の責務) 第 4 条 部局 (各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成 1 6 年達示第 1 号。この条において「組織規程」という。) 第 3 章第 7 節から第 1 1 節まで (第 4 7 条の 2 の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。) に定める施設等をいう。) をいい、組織規程第 5 6 条第 1 項の部局事務部等を含む。)、各共通事務部並びに第 5 7 条の組織をいう。以下同じ。) の長 (組織規程第 4 7 条の規定により定める組織 (グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。)、第 4 7 条の 2 の規定により定める組織 (プロボストオフィス及び学務部に限る。) 及び第 4 7 条の 3 の規定により定める組織 (成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。) 並びに第 5 7 条の組織にあつては、労務担当の理事。以下同じ。) は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。 (学系等の長の責務) 第 4 条の 2 学系又は全学教員部 (以下「学系等」という。) の長 (全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事。以下同じ。) は、当該学系等におけるハラスメントの	(担当理事の責務) 第 3 条 <u>リスク・コンプライアンス担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。 (部局の長の責務) 第 4 条 部局 (各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成 1 6 年達示第 1 号。この条において「組織規程」という。) 第 3 章第 7 節から第 1 1 節まで (第 4 7 条の 2 の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。) に定める施設等をいう。) をいい、組織規程第 5 6 条第 1 項の部局事務部等を含む。)、各共通事務部並びに第 5 7 条の組織をいう。以下同じ。) の長 (組織規程第 4 7 条の規定により定める組織 (グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。)、第 4 7 条の 2 の規定により定める組織 (プロボストオフィス及び学務部に限る。) 及び第 4 7 条の 3 の規定により定める組織 (成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。) 並びに第 5 7 条の組織にあつては、労務担当の理事。以下同じ。) は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するとともに、<u>第 1 2 条第 4 項に定める調査並びに第 1 3 条第 1 項の措置及び同条第 2 項の保護措置の実施に協力</u>しなければならない。 (学系等の長の責務) 第 4 条の 2 学系又は全学教員部 (以下「学系等」という。) の長 (全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事。以下同じ。) は、当該学系等におけるハラスメントの

改 正 前	改 正 後
防止等に関し総括し、当該学系等においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するとともに、<u>部局が行うハラスメントの調査</u>に協力しなければならない。 (中 略) (教職員及び学生等の責務) 第 6 条 教職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。 2 教職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局若しくは学系等の長又は監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに<u>第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の部局の人権委員会及び第 1 3 条第 1 項の調査委員会の調査等</u>に協力しなければならない。 (相談等への対応) 第 7 条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する<u>相談及び苦情の申出</u>（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を<u>コンプライアンス部</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。 2 前項の相談窓口に相談員複数名を置く。 3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>コンプライアンス部</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各 1 名以上が含まなければならない。 第 8 条 教職員及び学生等は、<u>当該部局の相談窓口及び全学の相談窓口</u>に相談等を行うことができる。 (相談体制等の周知) 第 9 条 担当理事は、全学及び<u>各部局</u>の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。 2 (略) (相談員の責務等) 第 1 0 条 相談員は、教職員又は学生等 <u>(以下「相</u>	防止等に関し総括し、当該学系等においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するとともに、<u>第 1 2 条第 4 項に定める調査並びに第 1 3 条第 1 項の措置及び同条第 2 項の保護措置の実施</u>に協力しなければならない。 (教職員及び学生等の責務) 第 6 条 (同 左) 2 教職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局若しくは学系等の長又は監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに<u>第 1 2 条第 4 項に定める調査</u>に協力しなければならない。 (相談等への対応) 第 7 条 教職員及び学生等からのハラスメントに<u>起因する問題</u>の相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。 2 (同 左) 3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各 1 名以上が含まなければならない。 第 8 条 教職員及び学生等は、部局の相談窓口及び全学の相談窓口に相談等を行うことができる。 (相談体制等の周知) 第 9 条 担当理事は、全学及び部局の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。 2 (同 左) (相談員の責務等) 第 1 0 条 相談員は、教職員又は学生等から相談

改正前	改正後
<u>談者」という。）から相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該相談者に対し、必要な指導又は助言を行う。</u> 2 <u>相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は担当理事に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は担当理事に報告するものとする。</u> (調整) <u>第10条の2 前条第2項の報告を受けた部局の長は、相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について和解のための調整（以下「調整」という。）を希望するときは、和解案を作成のうえ、当事者に提示し、調整を行う。</u> 2 <u>部局の長は、当該ハラスメントの内容等に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、当該関係する部局（以下「関係部局」という。）の長に対し、調整への協力を求めることができる。</u> 3 <u>和解案を提示した日から3か月を経過する日までに当事者による合意が得られない場合、和解が明らかに不可能であると認める場合又は相談者が和解の希望を取り下げる場合は、部局の</u>	等を受けたときは、相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該相談等を行った者（以下「相談者」という。）に対し、必要な指導又は助言を行う。 2 <u>全学又は各部局の相談窓口において相談等を受けた相談員は、相談者がハラスメントに起因する問題が生じているとして和解のための調整を希望するときは、当該問題の内容及び調整希望の旨を相談者の所属する部局の長及び担当理事に報告するものとする。</u> 3 <u>全学又は各部局の相談窓口において相談等を受けた相談員は、相談者がハラスメントに起因する問題が生じているとして相談者及び当該問題の相手方（以下両者を合わせて「当事者」という。）並びに参考人からの事情聴取その他の調査を希望するときは、当該問題の内容及び調査希望の旨を担当理事に報告するものとする。</u> (調整) <u>第11条 前条第2項の規定による報告を受けた部局の長は、当該報告に係る問題について調整を行う必要があると認めるときは、調整を行う旨を決定し、遅滞なく当事者に通知するものとする。</u> 2 <u>部局の長は、前項の規定による決定をしたときは、当該問題の内容を把握し、必要に応じて当事者から関係する事情を聴き取り、和解案を作成の上、当事者に提示するものとする。</u> 3 <u>部局の長は、当該問題に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、当該関係する部局の長に対し、調整への協力を求めることができる。</u> 4 <u>和解案を提示した日から3か月を経過する日までに当事者による合意が得られない場合、和解が明らかに不可能であると認める場合又は相談者が調整の希望を取り下げる場合は、部局の</u>

改正前	改正後
長は、調整を終了することができる。<u>この場合において、部局の長は、その決定後速やかに、相談者に対し、調整を終了する旨を書面により通知しなければならない。</u> 4 部局の長は、当事者の意思を尊重し、誠実に調整を行わなければならない。 (調査) 第11条 第10条第2項の報告を受けた部局の長は、<u>相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について、当該部局の定めるところにより、関係者からの事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）を行う必要があると認めるときは、部局の人権委員会（京都大学人権委員会規程（平成16年達示第147号）第6条に定めるものをいう。以下同じ。）に調査を行わせる。</u> 2 部局の長は、<u>当該ハラスメントの内容等に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、関係部局の長に対し、調査への協力を求め、又は当該部局の人権委員会に必要な調査の実施を依頼することができる。この場合において、関係部局の長は、当該部局の定めるところにより人権委員会に調査を行わせ、その結果を当該依頼をした部局の長に報告するものとする。</u> 3 第10条第2項の報告を受けた部局の長は、<u>調査を実施するか否かを遅滞なく当該相談者に通知するものとする。</u> 4 部局の人権委員会は、<u>当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施しなければならない。</u>	長は、調整を終了することができる。 5 部局の長は、<u>和解に至った場合にあってはその和解内容を、前項の規定により調整を終了した場合にあっては終了した旨を、速やかに当事者に通知の上、調整の結果を遅滞なく担当理事に報告するものとする。</u> 6 部局の長は、当事者の意思を尊重し、誠実に調整を行わなければならない。 (調査) 第12条 第10条第3項の規定による報告を受けた担当理事は、<u>当該報告に係る問題について、調査を行うか否かを決定し、当事者並びに関係する部局及び学系等の長に通知するものとする。</u> 2 <u>調査を行うため、担当理事の下に、ハラスメント全学調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を置く。</u> 3 <u>調査は、京都大学人権委員会委員若干名及び担当理事が指名する者により実施する。</u> 4 <u>全学調査委員会は、当該問題の事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施し、調査結果を担当理事に報告するものとする。</u> 5 <u>前項の規定による報告を受けた担当理事は、調査結果について、当事者並びに関係する部局</u>

改正前	改正後
第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して担当理事及び関係する学系等の長に報告し、担当理事及び関係する学系等の長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。 2 部局又は学系等の長は、前項の調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。 3 前項に定めるもののほか、部局又は学系等の長は、当該ハラスメントに起因する問題の内容が深刻である等の理由により、必要と認めるときは、相談者に対する緊急の保護措置を講じるものとする。 4 担当理事は、第1項の報告又は第2項の措置について確認を行い、必要と認めるときは、当該部局の長に対し、再検討を勧告することができる。 (調査委員会による調査) 第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項の報告を受けた担当理事は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。 2 前項の調査委員会は、京都大学人権委員会委員若干名及び担当理事が指名する者により組織する。 3 担当理事は、第1項の規定による調査を行うときは、関係する部局及び学系等の長にあらかじめその旨を通知する。 4 前項の通知を受けた関係する部局及び学系等の長は、第1項の調査委員会の調査に協力しなければならない。 5 第11条第4項の規定は、第1項の調査委員	<u>及び学系等の長に通知するものとする。</u> <u>6 調査及び全学調査委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。</u> 第13条 担当理事は、前条第4項の調査結果を踏まえて、<u>関係する部局及び学系等の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</u> 2 前項に定めるもののほか、<u>担当理事は、第10条第3項の規定による報告に係る問題の内容が深刻である等の理由により、必要と認めるときは、前条第4項の調査の開始前又は調査の途中においても、関係する部局及び学系等の長と連携して相談者に対する緊急の保護措置を講じるものとする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>会の場合に準用する。この場合において、「部局の人権委員会」とあるのは、「調査委員会」と読み替えるものとする。</u> <u>第 1 4 条 担当理事は、前条の調査の結果を踏まえて、当該関係する部局又は学系等の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 第 1 2 条第 3 項の規定は、担当理事の場合に準用する。この場合において、「部局又は学系等の長」とあるのは「担当理事」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該部局又は学系等の長に要請する」と読み替えるものとする。</u> (秘密の保持等) <u>第 1 5 条 担当理事、部局及び学系等の長、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u> (不利益取扱いの禁止) <u>第 1 6 条 (略)</u> (関係者に対する規定の準用) <u>第 1 7 条 } (略)</u> 2 } (事案の検証) <u>第 1 8 条 (略)</u> (実施規定) <u>第 1 9 条 (略)</u>	(秘密の保持等) <u>第 1 4 条 担当理事、部局及び学系等の長、相談員及び全学調査委員会の委員その他相談等に係る対応に当たる者は、当事者及び調査に協力した参考人のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当事者及び調査に協力した参考人についても同様とする。</u> (不利益取扱いの禁止) <u>第 1 5 条 (同 左)</u> (関係者に対する規定の準用) <u>第 1 6 条 } (同 左)</u> 2 } (事案の検証) <u>第 1 7 条 (同 左)</u> <u>2 京都大学人権委員会は、前項の検証の結果を担当理事に報告するものとする。</u> (実施規定) <u>第 1 8 条 (同 左)</u> 附 則 (令和 8 年達示第 8 2 号) 1 この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 この規程の施行日前に改正前の第 1 1 条の規定に基づき調査を開始している事案については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、この規程中「研究

改正前	改正後
	公正担当の理事」又は「担当理事」とあるのは、 「リスク・コンプライアンス担当の理事」と読み替えるものとする。